

## 資料 1

平成 30 年 3 月 23 日（金）

第 3 回佐倉市子育て支援推進委員会

### 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

#### 1. 子育て支援推進委員会（地方版子ども・子育て会議）の役割について

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、以下の事務を行うこととされています。

- ア 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員を定めるにあたり、意見を述べる。
- イ 特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業など）の利用定員を定めるにあたり、意見を述べる。
- ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更之际し、意見を述べる。
- エ 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

以上のことから特定教育・保育施設の利用定員を定めるにあたり意見を伺うものです。

#### 2. 認可定員と利用定員

認可定員とは、教育・保育施設（保育園・認定こども園・幼稚園）の設置にあたり、千葉県が定める基準（面積、職員配置等）により園全体の定員として認可された人数。（※地域型保育の場合は、市が定める基準により認可）

利用定員とは、認可定員の範囲内で、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに市が定めた人数。

#### 3. 利用定員について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設の設置者からの申請に基づき市長が確認を行う際に、以下の点について留意し、認定区分（1号・2号・3号）ごとに利用定員を定めることになっています。

- ・利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があること。
- ・利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要がある。このため、市と申請者は意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での実利用人員や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する必要があること。

※「確認」とは、認可施設としての地位を有する前提で、給付の対象となる施設を確定する手続のこと。

#### 4. 意見聴取概要

平成30年4月に開園予定の施設について、特定教育・保育施設の利用定員を定めるため、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、佐倉市子育て支援推進委員会の審議に附すものです。

#### 5. 開園予定の施設について

##### ①幼稚園型認定こども園さくら幼稚園（幼稚園型認定こども園）

設置・運営者名	学校法人晃英学園																																		
設置・運営者所在地	佐倉市西志津二丁目23番19号																																		
代表者職・氏名	理事長 北澤 英津子																																		
施設名	幼稚園型認定こども園さくら幼稚園																																		
施設所在地	佐倉市西志津二丁目23番19号 																																		
教育・保育提供区域	志津南部区域																																		
定めようとする利用定員	教育（1号認定） <table border="1" data-bbox="528 1489 1340 1585"> <thead> <tr> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>27人</td> <td>27人</td> <td>27人</td> <td>81人</td> </tr> </tbody> </table> 保育（2号認定） <table border="1" data-bbox="528 1684 1340 1780"> <thead> <tr> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>9人</td> </tr> </tbody> </table>							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	-	-	-	27人	27人	27人	81人	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	-	-	-	3人	3人	3人	9人
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計																													
-	-	-	27人	27人	27人	81人																													
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計																													
-	-	-	3人	3人	3人	9人																													
開設予定年月日	平成30年4月1日																																		
備考	幼稚園（現：さくら幼稚園）からの移行																																		

②ひまわりルーム西志津（小規模保育事業A型）

設置・運営者名	(株)エヌシーエムエージャパン ※H30.4.1～運営主体変更						
設置・運営者所在地	東京都新宿区左門町3-1 左門イレブンビル3階						
代表者職・氏名	代表取締役 西内 久美子						
施設名	ひまわりルーム西志津						
施設所在地	佐倉市西志津三丁目1番1号 クレール志津104号 						
教育・保育提供区域	志津南部区域						
定めようとする利用定員	保育（3号認定）						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	4人	4人	4人	-	-	-	12人
開設予定年月日	平成30年4月1日						
備考	※利用定員変更なし ※H27.4.1 から特定非営利活動法人日本チャイルドマインダー協会による運営であったが、H30.4.1～運営主体の変更。						

## 6. 佐倉市子ども・子育て事業計画における量の見込み・確保内容との比較

### 【志津南部区域】

<3歳以上児>1号認定

(単位:人)

		H31 A	現在の確保量 (定員) B	H31までに整備すべき 定員 A-B	さくら幼稚園 定員(予定)
量の見込み		520			
確保内容	幼稚園	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	81
	確認を受けない幼稚園	520	520	0	▲100
計		520	520	0	▲19

※志津北部区域から20人分充当。(90人まで充当可能)

<3歳以上児>2号認定

(単位:人)

		H31 A	現在の確保量 (定員) B	H31までに整備すべき 定員 A-B	さくら幼稚園 定員(予定)
量の見込み		260			
確保内容	保育園	260	350	▲90	0
	認定こども園	0	0	0	9
計		260	350	▲90	9

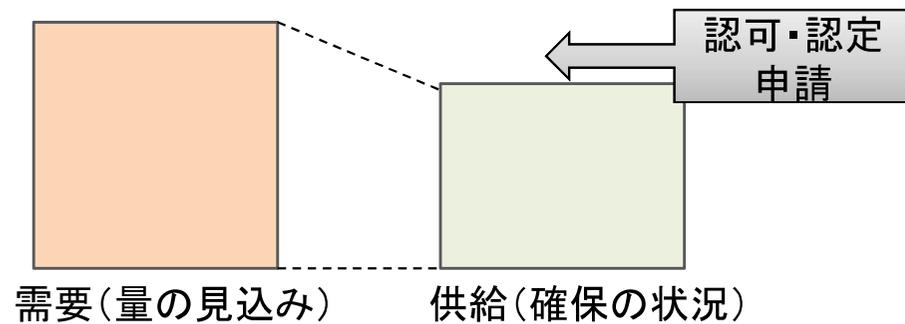
# 自治体計画と認可・認定の関係(認定こども園への移行特例)

○ 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

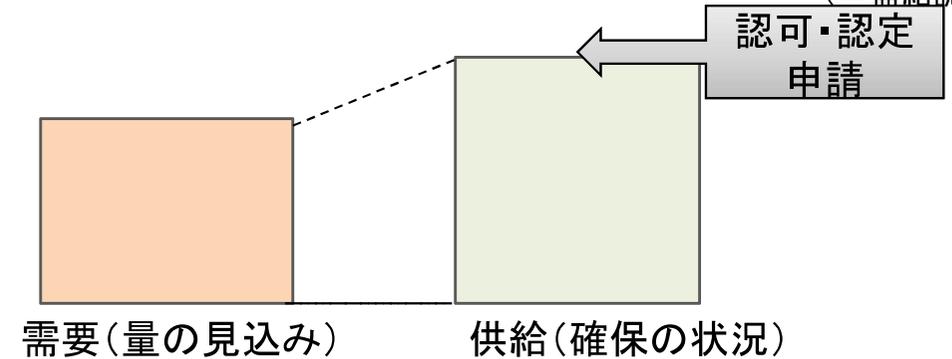
※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。

※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

需要 > 供給 → 原則認可・認定  
(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)



需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる  
(=需給調整)

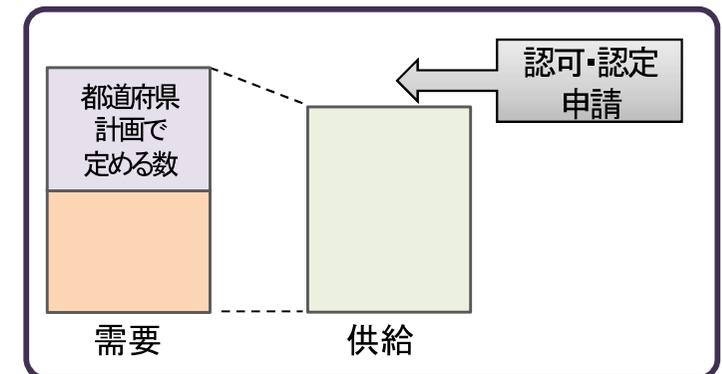


○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給  
→ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



# 認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

## ■認定こども園 4類型毎の比較

法的性格	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能	
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが、いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが、いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが、いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

\*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法入立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

\*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭とすることができます。



## COLUMN

### 保育士資格及び幼稚園免許取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許状の取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。